

## 【別紙 1】奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管に係る諸条件

移管先法人（以下「法人」という。）は、移管後の認定こども園の運営にあたっては、関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、奈良市（以下「本市」という。）ほか関係機関の指示・指導内容に加え、次の移管条件を遵守しなければならない。

## 1 幼保連携型認定こども園の設置に関すること

- ・ 移管後の運営にあたっては、本市と協定を締結するとともに、幼保連携型認定こども園の認可を受けること。
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第 1 号）、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び条例を遵守した教育・保育を行うこと。
- ・ 幼保連携型認定こども園の敷地については、奈良市六条二丁目 449 番地 1 の市有地（以下「新園舎建設予定地」という。）を活用し、法人の負担により園舎等を新設すること。
- ・ 新園舎建設予定地は有償貸付とする。ただし、移管前の施設整備等に係る期間については、覚書締結を条件として無償貸付とする。なお、移管後の賃貸借に係る費用については、奈良市公有財産規則に基づき算出することとし、協定締結を条件として貸付料の減免を行う場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、2 分の 1 を限度に本市が決定するものとする。
- ・ 名称を「六条こども園」とすること。

## 2 移管後の定員に関すること

移管後の利用定員については、以下のとおり市が想定する認定区分毎（1～3号認定）の合計人数を下表と同数となるよう設定すること。

## 【本市が示す移管後の想定利用定員】

|       | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 合計    |
|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1 号   | —    | —    | —    | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 30 人  |
| 2・3 号 | 12 人 | 22 人 | 25 人 | 28 人 | 28 人 | 28 人 | 143 人 |
| 合計    | 12 人 | 22 人 | 25 人 | 38 人 | 38 人 | 38 人 | 173 人 |

（認定区分毎合計人数） 1号認定…30人 2号認定…84人 3号認定…59人

1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、六条小学校区の子どもを優先的に入園させること。また、1号認定子どもについては、原則、奈良市在住の子どものみの受入れとすること。

### 3 保育時間に関すること

移管後の開園日は、月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く）までとし、基本開園時間は、11 時間（午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分）とすること。また、基本開園時間前後の 30 分を延長保育時間として最低限設けること。ただし、土曜日に限り基本開園時間前後の延長保育時間を設けないことができるものとする。教育・保育の共通時間は、現在の六条幼稚園を基本（午前 9 時から午後 2 時）とすること。

### 4 職員配置等に関すること

- (1) 園長は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて 3 年以上園長または幹部職員としての経験を有する者を専任かつ常勤で配置すること。
- (2) 主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算 10 年以上の勤務経験を有する者を配置すること。
- (3) 以下の条件を満たせるよう努めること
  - ・ 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む）のうち、いずれか 1 名は、認可幼稚園にて幼稚園教諭として 10 年以上の勤務経験を有する者であること。なお、認定こども園における保育教諭等としての経験は、認可幼稚園における幼稚園教諭としての経験に含めるものとする。（ただし、幼稚園から移行したものに限り）
  - ・ 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む）のうち、いずれか 1 名は、認可保育所にて保育士として 10 年以上の勤務経験を有する者であること。なお、認定こども園における保育教諭等としての経験は、認可保育所における保育士としての経験に含めるものとする。
- (4) 常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- (5) 専任の看護師を常勤で配置すること又はこれと同等の体制をとること。なお、看護師の配置については、現場経験等も考慮すること。
- (6) 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のうちこども園での集団保育が可能であると主治医が認める児童（以下「医療的ケア児」とする）を受入れられる体制を整えること。なお、以下の場合、いずれも受入れ体制が整えられたものとみなす。

- ・ 常勤の看護師の配置に併せ、常勤看護師の休暇時に速やかに代理の者を派遣契約等により勤務に就くことができる体制を整えられる場合
- ・ 非常勤等の看護師を複数名配置し、医療的ケア児の通所がある日に、いずれかの看護師が支援できるよう勤務に就く体制が整えられている場合
- ・ 看護師資格を持つ者を副園長等として配置し常勤の専任看護師の休暇時等に医療的ケア児が園で生活するために必要な支援業務に当たる場合

(7) 園児の安定・継続した教育・保育の引継ぎ及び運営を行うため、六条幼稚園及び京西保育園に勤務していた臨時職員及びパート職員が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。また、原則として採用した職員は移管後も継続して当該園で勤務すること。

(8) 募集時に届出を行った園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長予定者を含む。以下「園長等予定者」とする）については、移管時点で確実に着任させるものとし、移管後1年間は他の園等への異動等を行わないこと。やむを得ず、退職等により園長等予定者が欠けた場合については、速やかに市と協議の上で承認を得ること。

(9) 園長等予定者を除く、移管前の引継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事すること。仮に、移管後1年以内に勤務を継続できない事情が生じた場合は、速やかに市との協議の上で承認を得るとともに、三者協議会に報告する等、保護者の理解を得ること。

## 5 教育・保育に関すること

### (1) 教育・保育計画について

- ・ 認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ・ 六条幼稚園及び京西保育園から継続して在園する園児については、在園途中に運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、六条幼稚園及び京西保育園の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮したものとする。
- ・ 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう

努めること。

- ・ 六条幼稚園及び京西保育園の教育・保育を基本として引継ぎ、地域に根付いたこども園を目指すこと。また、保護者及び地域と連携しながら築き上げてきた園運営を継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

## （２）特別支援教育について

- ・ 障がい児等特別な支援を要する園児（医療的ケア児を含む）を受入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい児等の児童数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- ・ 移管前に六条幼稚園及び京西保育園を利用していた障がい児等特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

## （３）行事について

- ・ 六条幼稚園及び京西保育園で実施していた年間行事については引き続き実施することを基本として、新たな行事を取り入れる場合等、行事内容については、三者協議会で協議すること。年間行事については、別添の「六条幼稚園について」「京西保育園について」を参照すること。
- ・ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、移管後の園においては、宗教的な行事・行為は原則行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者の理解を得た上で実施すること。

## （４）教育・保育の質の評価に関すること

- ・ 教育・保育の質に関する評価については、六条幼稚園がこれまで実施してきた学校評議員制度に基づく評価方法を引き継いだ上で行うことを原則とすること。学校評議員制度に基づく評価方法を利用しない場合は、これに代わる第三者評価を受審すること。
- ・ 評価結果やその改善状況については、園のホームページ等に公表すること。

# 6 地域・小学校等との関わりに関すること

## （１）小学校との連携や地域との関わりについて

六条幼稚園及び京西保育園がこれまで実施してきた小学校との連携や地域との関わりを継続すること。連携等の内容についての詳細は、別添の「六条幼稚園について」「京西保育園について」を参照すること。

## （２）子育て支援について

現在、六条幼稚園及び京西保育園にて実施している子育て支援については、引き続き実施することを基本とする（六条幼稚園及び京西保育園の子育て支援の内容については、

別添の「六条幼稚園について」「京西保育園について」を参照すること）。

### （３）小規模保育事業との連携等について

現在、本市の市立園が担う、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所の、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 6 条第 1 項第 3 号にある連携施設としての役割を担うこと。

### （４）一時預かり事業等の地域の子育て支援への取組について

地域の子育て支援として、移管後の園運営において非在園児の一時預かり事業（一般型）を必ず実施すること。また、その他の移管後の取組として、認定こども園法第 2 条 12 項に規定する子育て支援事業（休日保育等）の提案をすることも可能とする。

## 7 給食に関すること

給食については、次に定める事項を遵守するとともに、1 号認定子どもに対しても給食を提供すること。

- （１）給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。
- （２）国のガイドライン等に基づき、食事提供に係る衛生管理を徹底すること。
- （３）安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- （４）国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については本市が作成した「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全体制を確立した上で代替食及び除去食を提供すること。
- （５）食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。

## 8 その他保護者負担に関すること

- ・ 制服や物品などについて、原則として移管前から使用されている服や物品を使用することとし、二重の負担とならないように配慮すること。
- ・ 保育料については、各市町村が条例等で定める利用者負担額とすること。
- ・ 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、現在本市が加入している災害共済給付制度と同様の給付制度への加入を継続すること。

- ・ 保育料、傷害保険料（現在本市が加入している災害共済給付制度に係る実費負担を含む）以外の実費徴収、延長保育料等の費用徴収については、市立園と同等の水準となるよう設定すること。原則上乗せ徴収や新たなサービス等により、保護者負担が増額しないよう配慮すること。なお、移管後の保護者要望等に基づく新たな費用負担を伴うサービスの導入や、物価高騰の影響によりやむを得ず運営諸費の負担増が発生する場合等であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、三者協議会等を通じて保護者の理解を得ること。

## 9 職員の研修に関すること

奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、六条幼稚園及び京西保育園職員がこれまで参加していたように、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的に開催すること。

## 10 保護者による任意団体に関すること

移管後の保護者による任意団体（以下「移管後の保護者会等」とする）の設立・運営の在り方について、現六条幼稚園及び京西保育園保護者会等の意思を可能な限り尊重すること。

## 11 その他の園運営・事業内容に関すること

### （１）苦情処理の仕組みについて

移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

### （２）保育サービスについて

園児の登降園管理に関するＩＣＴシステムの導入及び紙オムツの自園処理を行うこと。

### （３）再生資源のリサイクルの取組について

本市では、園において発生する紙オムツの回収による手ぶら登園や給食残渣等の再資源化に取り組んでおり、本市が取組む施策について理解の上、今後も「ごみ減量施策」について、市に協力すること。

### （４）こども誰でも通園制度（仮称）の取組について

「こども誰でも通園制度（仮称）」が令和８年度から本格始動を予定しており、本市でも

本事業の試行的実施を行っていることから、本市が取り組む子育て支援施策について理解の上、今後「こども誰でも通園制度」の実施に協力すること。

## 12 施設整備等に関する事

施設整備においては、新園舎建設予定地を活用し、法人による園舎建設を行うこと。詳細については、下記事項及び「【別紙 9】施設整備に係る基本事項について」にも留意の上で検討を進めること。

### (1) 敷地

- ・ 新園舎建設予定地を活用して新園舎を建設すること。
- ・ 新園舎建設予定地西側の市道（以下「中部第 14 号線」という。）から新園舎建設予定地への進入路等として活用するため、本市が取得予定等の敷地については、関係課との協議により法人の負担及び責任において周辺敷地の利用状況等に配慮した整備を行うこと。
- ・ 新園舎建設予定地は、こども園の運営に供するために使用するものとし、原則としてこれ以外の目的に使用しないこと。
- ・ 新園舎建設予定地及び認定こども園の認可を受けた建物等の維持管理については、法人の負担により適切に行うこと。
- ・ 施設整備及び敷地活用等において、本要項に定めるもののほか本市から要請等があった場合は、本市と協議のうえでその指示に従うこと。

### (2) 建設時期

原則令和 9 年 3 月末までに施設及び設備等を整備した上で、令和 9 年 4 月より新園舎で認定こども園を開園できるよう遅滞なく円滑に進めること。ただし、やむを得ないと認める事由により、施設等の整備が令和 9 年 4 月以降に見込まれることが判明した際には、速やかに市に報告するとともにその対応について市と協議すること。なお、その場合であっても、移管時期については令和 9 年 4 月とする。

### (3) 建設計画における地域・保護者等への説明について

- ・ 施設整備及びその過程においては園の運営及び在園児の保育への影響が最小限になるよう十分に配慮すること
- ・ 騒音や周辺道路の交通量等の環境面に配慮した施工計画を立てるとともに、近隣住民への説明、調整、紛争の解決等について法人の責任において誠意をもって対応すること。
- ・ 施設整備の具体的な工期等については、三者協議会において十分な説明を行うこと。  
また、工事の進捗状況等により工事内容の変更や令和 9 年 4 月以降も施設整備等が行われることが見込まれる場合も十分な説明を行い、理解を得ること。

(4) その他留意事項について

- ・ 施設整備の検討においては、建築基準法等の関係法令及び通知、本市の各要綱等を遵守し、関係各課等に十分確認の上で実施すること。
- ・ 予め開発工事や建築工事の所要期間について関係各課に確認すること。また、関係法令及び本市の各要綱等を遵守すること。
- ・ 施設整備等においては、開発許可申請その他の手続きが必要となる場合があるが、法人の責任において事前に必要な手続きを確認した上で必要期間を考慮した工事計画とすること。
- ・ 本公募に係る提案については、全て法人の負担により行うこと。ただし、提案の内容・実施時期等によっては補助金の交付対象となる場合がある。
- ・ 応募の際に、法人側の提案事項として提出書類に記載した主要な施設整備等については、原則実施すること。
- ・ 借地等により賃借料が発生する場合は、安定的に賃借料を支払うための財源が確保されていること。あわせて、賃借料及びその財源を収支予算書に計上すること。
- ・ 中部第14号線に隣接する河川において、自治体による河川改修工事（以下「河川改修工事」という。）が進行しているため、実施設計、工事内容、スケジュール、安全対策等についてあらかじめ本市や奈良県奈良土木事務所等と協議し、本市又は奈良県等から要請があった場合、法人はこれに従うこと。また、将来的な河川改修工事においても影響が最小限となるよう、本市又は奈良県等から要請があったとき、法人はこれに従うこと。

## 13 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表等責任をもって対応できる者を出席させること。

(2) 引継ぎについて（別紙6参照）

- ・ 教育・保育内容の引継ぎについては、原則1年かけて行うものとし、その実施にあたっては本市と連携し行うこと。
- ・ 法人決定後に締結する「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管前の運営等に関する覚書（案）（別紙5参照）」の内容及び法人決定後に本市が策定する引継計画に基づき実施すること。
- ・ 令和9年1月から3月までの3か月は、法人の職員が六条幼稚園及び京西保育園にて、本市の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施することとし、法人は園長・主幹保育教諭等予定者に加え、少なくとも1学年当たり1人程度の保育教諭等の職員の派遣を実施すること。

- ・ 引継ぎに必要な人員を法人において確保すること。

### (3) 三者協議会について（別紙7参照）

- ・ 保護者との連携・協力関係を築き、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しい認定こども園とともに築き上げていくことを目的として、保護者代表、本市及び法人で構成する三者協議会を設置するので、引継期間中を含め、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。
- ・ 三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとし、教育・保育内容の継続性等については、三者協議会で確認し合うとともに、問題点の改善を行うなど本市の指導に従うこと。

### (4) 法人が運営する施設等の見学

法人決定後、保護者から法人が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

### (5) 移管に向けて法人が行う手続き等

移管（認定こども園の設置）にあたっては、法人において、幼保連携型認定こども園の設置の認可申請及び必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに関する費用は、法人が負担すること。

## 14. その他、移管後の取組への協力等に関すること

移管後には次の取組みを行うこと。

- (1) 本市職員による訪問（巡回保育等）への協力
- (2) 三者協議会の開催
- (3) 保護者アンケートの実施への協力
- (4) 本市職員による元市職員へのヒアリング等への協力
- (5) 本市が行う移管後の検証への協力

**【別紙 2】 奈良市立六条幼稚園及び京西保育園の民間移管に伴う  
幼保連携型認定こども園設置に係る協定骨子（案）**

奈良市（以下「本市」という。）と□□法人〇〇（以下「移管先法人」という。）は、認定こども園法第 2 条第 7 項に基づき、設置する幼保連携型認定こども園（以下「当該認定こども園」という。）について、法に定めるもののほか必要な事項について協定を締結します。

**〔 総 則 〕**

- 移管先法人は当該認定こども園の運営にあたっては、次に定める事項を遵守して運営を行うこと。
  - ・ 本募集要項に定められた各諸条件、及び関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、本市ほか関係機関の指示、指導内容かつ本協定を遵守すること。
  - ・ 園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
  - ・ 移管先法人は、本市の教育・保育をよく理解し、本市が実施していた教育・保育内容等を考慮しながら、運営する当該認定こども園の子どもの健やかな成長に向け、更に発展させるよう努めること。
  - ・ 認定こども園の運営にあたっては、認定こども園法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び条例を遵守した運営及び教育・保育を行うこと。
  - ・ 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。
  - ・ 保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある運営に努めること。

**〔 名称及び所在地 〕**

- 本協定に基づき設置する当該認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。
  - ・ 名称：六条こども園
  - ・ 所在地又は地番：奈良県奈良市六条二丁目 4 4 9-1

**〔 利用定員 〕**

- 利用定員について  
移管先法人は利用定員を増加、または減少しようとするときは、あらかじめ本市と協議すること。

## 〔教育・保育等に関する基本的事項〕

### ● 教育・保育計画の作成について

当該認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。

### ● 特別支援教育について

特別支援教育のための園内支援体制を整備し、障がい児等特別な支援を要する園児及び日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のうちこども園での集団保育が可能であると主治医が認める児童（以下「医療的ケア児」とする）を受入れ、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、特別支援教育を実施すること。

### ● 職員の配置について

- 園長は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて3年以上園長または幹部職員としての経験を有するものを専任かつ常勤で配置すること。
- 主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を配置すること。
- 常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- 障がい児等特別な支援を要する園児数、程度に応じて職員を加配すること。
- 専任の看護師を常勤で配置又はこれと同等の体制をとること。なお、看護師の現場経験等も考慮した配置とすること。
- 医療的ケア児を受入れられる体制を整えること。なお、以下の場合、いずれも受入れ体制が整えられたものとみなす。
  - ・ 常勤の看護師の配置に併せ、常勤看護師の休暇時に速やかに代理の者を派遣契約等により勤務に就くことができる体制を整えられる場合
  - ・ 非常勤等の看護師を複数名配置し、医療的ケア児の通所がある日に、いずれかの看護師が支援できるよう勤務に就く体制が整えられている場合
  - ・ 看護師資格を持つ者を副園長等として配置し常勤の専任看護師の休暇時等に医療的ケア児が園で生活するために必要な支援業務に当たる場合
- 募集時に届出を行った園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長予定者を含む。以下「園長等予定者」とする）については、移管時点で確実に着任させるものとし、移管後1年間は他の園等への異動等を行わないこと。やむを得ず、退職等により園長等予定者が欠けた場合については、速やかに市と協議の上で承認を得ること。
- 園長等予定者を除く、移管前の引継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事すること。仮に、移管後1年以内に勤務を継続できない事

情が生じた場合は、すみやかに市と協議の上で承認を得ると共に、三者協議会に報告する等、保護者の理解を得ること。

● 開園時間等について

開園時間は、月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く）までの午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとし、延長保育時間は〇時～〇時までとすること。なお、教育・保育の共通時間は、午前 9 時から午後 2 時までとすること。

● 給食及び食育について

給食については、次に定める事項を遵守するとともに、1 号認定子どもに対しても給食を提供すること。

- (1) 給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。
- (2) 国のガイドライン等に基づき、食事提供に係る衛生管理を徹底すること。
- (3) 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- (4) 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については本市が作成した「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。
- (5) 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。

● 子育て支援について

現在、六条幼稚園及び京西保育園が実施している子育て支援については、原則、引き続いて実施すること。

地域の子育て支援として、非在園児の一時預かり事業（一般型）を実施すること。

● 行事について

六条幼稚園及び京西保育園で実施していた年間行事については引き続いて実施することを基本とする。

● 小学校との連携について

六条幼稚園及び京西保育園がこれまで実施してきた小学校等との連携については、小学校等の協力を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

● 地域との連携について

六条幼稚園及び京西保育園がこれまで培った地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

● 職員の研修について

奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、六条幼稚園及び京西保育園職員がこれまで参加していたように、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的を開催すること。

● 苦情処理の仕組みについて

移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

● 保育サービスについて

園児の登降園管理に関する ICT システムの導入及び紙オムツの自園処理を行うこと。

● 小規模保育事業との連携等について

現在、本市の市立園が担う、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所の、奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年奈良市条例第 36 号）第 7 条第 1 項第 3 号にある連携施設としての役割を担うこと。

〔 設備の貸付、譲渡その他協力に関する基本的事項 〕

● 当該認定こども園に必要な設備の貸付等については次のとおりとする。

- ・ 六条こども園予定地の敷地は有償貸付とする。なお、賃貸借に係る費用については、奈良市公有財産規則に基づき算出することとし、協定締結を条件として貸付料の減免を行う場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、2 分の 1 を限度に本市が決定するものとする。
- ・ 六条幼稚園及び京西保育園で使用している物品で本市が提示するもののうち、法人が希望するものについて無償譲渡とする。
- ・ 賃借・譲渡を受けた土地等については原則、認定こども園の目的以外に使用しないこと。ただし、その目的以外に使用する場合は、三者協議会において、市及び保護者と協議すること。

### 〔 協定の有効期間 〕

- 協定の有効期間については次のとおりとする。
  - ・ 協定の有効期間については、原則 6 年とする。本協定は、原則、協議を経た上で期間満了後についても更新するものとする。
  - ・ 有効期間の範囲内であっても、土地の貸付契約が更新されなかった場合又は同契約が途中で解除された場合は、契約期間の末日又は解除日の前日を以て、本協定を解除するものとする。

### 〔 協定に違反した場合等の措置 〕

- 協定に違反した等の場合の措置については、次のとおりとする。
  - ・ 本市は、協定の履行等により必要があると認めるときは、移管先法人に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
  - ・ 本市は、移管先法人が正当な理由なく本協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、協定に従って教育及び保育等を行うことを催告することができる。
  - ・ 前項の規定により催告を受けた移管先法人が、当該催告に従わないときは、本協定に伴う土地の貸付契約の解除又は契約更新を行わないことができる。
  - ・ 移管先法人は、前項の規定による契約の解除又は契約の更新が行われないうちに起因して認定こども園の認可の取消をされる場合、又は移管先法人自ら認定こども園の認可の廃止を申請する場合において、当該取消又は廃止の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該取消又は廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、市及び他の認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

### 〔 幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項 〕

- 保護者負担について
  - ・ 保育料については、各市町村が条例等で定める利用者負担額とすること。
  - ・ 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、現在本市が加入している災害共済給付制度と同様の制度への加入を継続すること。
  - ・ 保育料、傷害保険料(現在本市が加入している災害共済給付制度に係る実費負担を含む)以外の上乗せ徴収・実費徴収等の費用徴収については、市立園と同等の水準となるよう設定すること。移管後の保護者要望等に基づく新たな費用負担を伴うサービスの導入や、物価高騰の影響によりやむを得ず運営諸費の負担増が発生する場合等であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、三者協議会等を通じて保護者の理解を得ること。

● 1号認定の定員の取扱いについて

1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、六条小学校区の子どもを優先的に入園させること。

● その他移管後の取組への協力等について

移管後には、次の取組を行うこと。

- (1) 本市職員による園訪問（巡回保育等）への協力
- (2) 必要に応じた三者協議会の開催
- (3) 保護者アンケートの実施への協力
- (4) 本市職員による元市職員へのヒアリング等への協力
- (5) 本市が行う移管後の検証への協力

● 損害賠償

- ・ 移管先法人は本協定書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき並びに、本市又は移管先法人が本協定を解除することにより本市に損害が生じた場合において、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 移管先法人は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。
- ・ 本協定を終了又は解除された場合において、本市は移管先法人に対し一切の補償をしないものとする。

● 裁判管轄

本協定書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する奈良地方裁判所とする。

● 変更及び解除

本市又は移管先法人が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、本市と移管先法人が協議して、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

● 疑義等の決定

この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、本市と移管先法人が協議して定めるものとする。

### 【別紙３】移管先法人の選定方法及び選定基準について

移管先法人（以下「法人」という。）の選定は、市が設置する「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」の審査に基づき行います。

第一次審査及び第二次審査の結果、第１位の候補者に選定された法人が、資料１「募集要項集」中、「６ 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は「７ 応募制限及び失格事項」に該当すると認められる行為をしたことが判明した場合、又は「５ 選定方法（１）～（４）」に該当する場合等は、第２位の候補者に選定された法人を選定します。また、審査の結果、該当なしとする場合もあります。

選定方法及び選定基準は次のとおりです。状況により審査を追加する場合がありますが、審査は非公開とします。

#### １ 選定方法について

##### （１）第一次審査（書類審査）

以下の項目について、書類審査を行います。

【①法人の状況、②全体計画、③園の運営】

※ 応募数が多数の場合は、第一次審査における上位者を選出し、上位者のみ現地調査および第二次審査についての日程を通知し、同審査を行う場合があります。

※ 現地調査の際には、当該施設の概要等についての資料提出を求めます。

##### （２）第二次審査（法人ヒアリング審査）

上記（１）の項目について、移管に向けた熱意や、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、奈良市の教育・保育に対する理解があり、それを保育内容に取り入れ、発展させていくことが期待できるか、また、職員の資質向上についての考えや保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について、ヒアリング審査を行います。

よって、第二次審査には、以下の方の出席をお願いします。

- ・ 法人理事長（担当理事又は本事業の責任者でも可）
  - ・ 園長予定者
  - ・ 副園長予定者（副園長を配置する場合）
  - ・ 主幹保育教諭予定者
  - ・ その他（法人の財務・その他、提案内容について責任をもって説明できる方）等
- また、法人が現に運営している認定こども園等の現地調査も行います。（募集状況を鑑み、オンラインにて実施することがあります。）

##### （３）総合的な評価

第一次審査及び第二次審査の結果の合計点が６割以上となった法人から移管先法人として最も適格な法人を選定します。

## 2 選定基準について

### (1) 第一次審査（書類審査）

|   | 大項目   | 配点 |    | 評価項目              | 様式  | 評価の視点                                                                 |
|---|-------|----|----|-------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 法人の状況 | 30 | 5  | ①法人の概要            | 3-1 | 法人規模等を加味し、移管予定施設に準じた施設の運営実績があるか。                                      |
|   |       |    |    | ②法人の運営実績          | 3-2 |                                                                       |
|   |       |    | 5  | ③運営施設に対する評価等の状況   | 3-3 | ・任意評価を積極的に取り入れ、または取り入れようとする姿勢があるか。<br>・監査等の指摘事項について適切に対応し、運営に反映しているか。 |
|   |       |    |    |                   |     |                                                                       |
|   |       |    | 5  | ⑤応募動機             | 3-5 | 移管予定施設が存する地域の特性等を踏まえたものか。                                             |
|   |       |    | 10 | ⑥法人の経営状況          | 3-6 | 提案どおりの園運営を長期にわたって提供し続ける経済的な基盤・計画があるか。                                 |
| 2 | 全体計画  | 65 | 10 | ①基本理念             | 4-1 | 施設類型の変化及び奈良市立こども園カリキュラムを踏まえた記載であるか。                                   |
|   |       |    | 5  | ②開園日・開園時間と子育て支援事業 | 4-2 | ・地域のニーズや保護者意見等を踏まえた提案であるか。<br>・市が提示する諸条件を満たした設定がなされているか。              |
|   |       |    |    | ③定員設定とその考え方       | 4-3 |                                                                       |
|   |       |    | 10 | ④職員確保と人材育成の考え方    | 4-4 | 職員確保体制や人材育成について、具体的な考え方はあるか。                                          |
|   |       |    | 10 | ⑤保育教諭等の配置の考え方     | 4-5 | 単に最低基準を準用するだけでなく、園児・職員共にゆとりを持たせられる考え方となっているか。                         |
|   |       |    |    | ⑥園長予定者等の履歴書       | 4-6 |                                                                       |
|   |       |    | 5  | ⑦収支予算計画書          | 4-7 | 提案に基づく保育内容が適切に公定価格等に反映されており、法人の財務規模を踏まえて無理のない計画であるか。                  |
|   |       |    | 10 | ⑧保育料以外の保護者負担      | 4-8 | ・理念、志望動機、保育の考え方等と一貫性があり、徴収の内容がどのように子どもに還元されるか明確か。                     |

|    |                  |    |        |                          |                                                                                                                                                                 |                                                                                                          |
|----|------------------|----|--------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                  |    |        |                          | ・ 負担額が妥当なものであるか。                                                                                                                                                |                                                                                                          |
|    |                  | 15 | ⑨施設整備等 | 4-9                      | ・ 教育・保育の提供と整合性が取れているか。<br>・ 河川工事への影響を考慮した整備計画であり行程、対応方法の実現性が見込まれるものであるか。<br>・ 施設整備等の際、在園児及び地域住民の負担ができる限り少なくなるよう配慮されているか。<br>・ 施設整備計画が園児送迎時等の安全確保に考慮した提案となっているか。 |                                                                                                          |
| 3  | 園<br>の<br>運<br>営 | 75 | 20     | ①教育・保育計画の概要              | 5-1                                                                                                                                                             | ・ 公立園を引き継ぎ公私で連携する園であることを踏まえ、奈良市立こども園カリキュラム等を踏まえたものとなっているか。<br>・ 計画の実現にあたって移管後の園運営で配慮すべき考え方を有しているか。       |
|    |                  |    | 15     | ②支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応 | 5-2                                                                                                                                                             | 公立園を引き継ぎ公私で連携する園として、支援を有する園児及び保護者対応が可能となる体制の検討がなされているか。                                                  |
|    |                  |    | 5      | ③食育及び給食提供の考え方            | 5-3                                                                                                                                                             | 食育に関する考え方を適切に具体化しているか。                                                                                   |
|    |                  |    | 5      | ④安全対策・危機管理体制             | 5-4                                                                                                                                                             | 安全対策や危機管理体制について、具体的な検討がなされているか。                                                                          |
|    |                  |    | 10     | ⑤小学校・地域との連携等及び子育て支援      | 5-5                                                                                                                                                             | ・ 六条幼稚園及び京西保育園の保育環境及び地域の特性を理解するように努め、小学校・地域との連携やこれまでの関わりを踏まえた考え方となっているか。<br>・ 地域の子育て支援として新たな取組が検討されているか。 |
|    |                  |    | 5      | ⑥保護者に対する支援               | 5-6                                                                                                                                                             | 保護者に対する支援が可能となるような体制や考え方の検討がなされているか。                                                                     |
|    |                  |    | 15     | ⑦市立施設からの移管に関する提案         | 5-7                                                                                                                                                             | 保護者アンケート結果等を踏まえて配慮する取組や提案がなされているか。                                                                       |
| 合計 | 170              | —  | —      | —                        | —                                                                                                                                                               |                                                                                                          |

## (2) 第二次審査（法人ヒアリング審査）

|     | 項目                              | 配点  | 評価の視点                                                                                                                                                                                              |
|-----|---------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 法人の姿勢と財務状況について                  | 20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の動機、目的に説得力があるか</li> <li>・新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか</li> </ul>                                                                                               |
| 2   | 公立園を引き継ぎ公私立で連携することに対する理解と意欲について | 20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立園を引き継ぎ、適切に連携を続けていくことに高い使命感を持っているか</li> <li>・民間移管に向け円滑な取り組みが期待できるか</li> </ul>                                                                             |
| 3   | 教育・保育の質及び実施体制について               | 20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育目標や保育内容は共感できるものであるとともに市立の教育・保育内容を理解し、その理念を適切に受け継ぐとともに、今後それを発展させていくことが期待できるか</li> <li>・人材確保、人材育成に対する明確なビジョンがあるか</li> </ul>                                |
| 4   | 保護者の意向に対する理解と支援について             | 20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移管に対する保護者の意向を踏まえた提案であるか</li> <li>・保護者に対する積極的な支援が約束されているか</li> </ul>                                                                                        |
| 5   | 小学校や地域等との連携について                 | 20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料「六条幼稚園について」「京西保育園について」に記載されている事項をはじめとする、六条幼稚園及び京西保育園の保育環境及び地域の特性を理解するように努め、小学校や地域との連携を継続・発展させる意欲があるか</li> <li>・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援が約束されているか</li> </ul> |
| 6   | 施設整備等の計画について                    | 15  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備の場合、施設整備計画と教育保育の考え方に一貫性があるか</li> <li>・河川工事との影響を考慮した整備計画であり行程、対応方法の実現性が見込まれるものであるか</li> <li>・在園児をはじめとした関係者への影響及び安全面等について十分に配慮された計画であるか</li> </ul>       |
| 合 計 |                                 | 115 | —                                                                                                                                                                                                  |

## 【備考】

- ・採点は、選考審査委員による個別採点方式です。
- ・法人の選定にあたっては、第一次審査及び第二次審査の各審査委員の採点結果の合計点により順位付けします。
- ・その採点結果の合計点が6割以上となった法人のみを対象とします。

## 【別紙４】応募方法及び今後の主なスケジュール

### １ 応募方法

#### （１）募集要項の配布について

令和７年１０月２４日（金）から、奈良市ホームページにて、募集要項集や応募書類その他関連資料等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

#### （２）募集要項説明会及び現地見学・保育見学会の開催について

応募書類の受付に先立ち、募集要項説明会及び移管予定施設の現地見学・保育見学会（事前申込制）を令和７年１１月４日（火）に開催します。この説明会及び見学会には、応募を検討する法人は原則参加してください。

参加申込方法については、令和７年１０月３１日（金）正午までに、「募集要項説明会及び現地見学・保育見学会参加申込書」を電子メールにて子ども政策課へ送付してください。受信確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。参加申込を受付次第、詳細な日時や留意事項等を記載した参加受付証を送付します。

なお、移管予定施設について、より法人の皆様へ知っていただく機会として、現地見学及び保育見学について、別日程による個別対応を実施しますので、参加を希望する法人は参加希望日の１週間前までに「現地見学及び保育見学参加申込書」を電子メールにて子ども政策課へ送付してください。

#### （３）応募に関する質問について

応募に関する質問は、令和７年１１月１７日（月）午後５時までに、「質問書」を子ども政策課宛てに電子メールにて送付してください。受信確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。

受付した質問については、令和７年１１月２６日（水）までに奈良市ホームページに掲載し、回答します。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力をもつものとします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

#### （４）応募書類の提出について

応募書類の提出は、持参及びデータでの提出とします。なお、応募書類の提出にあたっては、資料の内容を説明できる方がお越しくください。応募書類一式に不備や不足がある場合は、受付できません。

##### ア 受付期間

令和７年１２月１０日（水）から令和７年１２月１２日（金）まで

※ 午前９時から午後５時までの間にお越しくください（ただし、正午から午後１時までを除きます。）

##### イ 受付予約

【奈良市立六条幼稚園】

【奈良市立京西保育園】

応募書類確認のため、受付は予約制とします。応募しようとする法人は、受付希望日の3営業日前までに受付予約票をメールにて送付してください。

ウ 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部 子ども政策課（市役所中央棟3階）

（5）応募書類について

- ア 応募書類については、「奈良市幼保連携型認定こども園移管先法人応募書類一覧表（兼チェックリスト）」のとおりとします。様式の指定があるものについては、奈良市ホームページより様式をダウンロードして作成してください。
- イ 提出部数については、正本1部、副本7部とします。資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで標示してください。
- ウ 作成した応募書類と添付資料につきましては、データでも提出してください。

（6）応募に係る注意事項

- ア 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めませんので、できる限り期限に余裕を持って提出してください。ただし、市から指示した場合は除きます。
- イ 本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ウ 市が必要と認める場合、本公募に応募した事業者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- エ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容が無償で利用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。
- オ 応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。
- カ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

## 2 今後の主なスケジュール

|   | 内 容                        | 日 程                        |
|---|----------------------------|----------------------------|
| ① | 法人募集開始                     | 令和7年10月24日（金）              |
| ② | 募集要項説明会及び現地見学・保育見学会【事前申込制】 | 令和7年10月31日（金）正午まで          |
| ③ | 応募書類記入方法に係る相談会【事前申込制】      | 法人募集開始から応募書類受付終了までの期間で随時受付 |
| ④ | 応募書類受付【予約制】                | 令和7年12月10日（水）～12月12日（金）    |
| ⑤ | 第1次審査期間                    | 令和7年12月～令和8年1月             |
|   | 現地調査                       |                            |
|   | 第2次審査期間                    |                            |
| ⑥ | 移管先法人の決定・公表                | 令和8年1月～令和8年2月              |
| ⑦ | 保護者説明会（市・法人共同）             | 令和8年4月                     |
| ⑧ | 三者協議会の設置                   | 令和8年5月                     |
| ⑨ | 引継計画の作成                    | 令和8年3月～令和8年4月              |
| ⑩ | 引継ぎ開始                      | 令和8年4月～                    |
| ⑪ | 共同保育開始                     | 令和9年1月～                    |
| ⑫ | 協定の締結                      | 令和9年3月                     |
| ⑬ | 運営開始                       | 令和9年4月                     |
| ⑭ | 施設整備完了                     | 令和9年3月を期限とする               |

※ スケジュールについては募集要項公開時点のものであり、前後することがあります。

※ 「④応募書類受付」の終了予定日までに応募法人がなかった場合は、法人募集の期間を見直し、移管先法人の募集を継続することがあります。このとき、必要に応じて「②募集要項説明会及び現地見学・保育見学会」及び「③応募書類記入方法に係る相談会」について実施することがあります。

## 【別紙５】奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管前の運営等に関する覚書（案）

奈良市（以下「本市」という。）と、□□法人〇〇（以下「移管先法人」という。）は、令和 9 年 4 月 1 日をもって行う奈良市立六条幼稚園及び京西保育園（「以下「当該保育園及び幼稚園」という。）の移管について、円滑な移管を図るため、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第 1 条 本覚書は、本市が移管先法人に移管する当該保育園及び幼稚園の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

### （移管に対する協調）

第 2 条 本市と移管先法人は、当該保育園及び幼稚園の移管にあたっては、園児の安定した保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管を図られるようにする。

### （移管申込内容の遵守）

第 3 条 移管先法人は、当該保育園及び幼稚園の民間移管の申し込みをした際に提出した書類に記載した提案内容を、移管先法人の理由によって変更することはできない。

### （三者協議会）

第 4 条 移管先法人は、本市及び当該保育園及び幼稚園保護者との間で、令和 9 年 3 月 31 日までに移管に伴う諸事項について理解を得なければならない。

2 前項の目的を達するため、移管先法人は、本市及び当該保育園及び幼稚園保護者代表との間で三者協議会を行わなければならない。

### （引継ぎ）

第 5 条 当該保育園及び幼稚園の移管に伴い、法人への円滑な引継ぎを図るため、本市の責任の下に、当該保育園及び幼稚園の職員及び移管先法人が派遣する職員が、教育・保育の内容等に関する事項を引き継ぐための引継ぎを行う。

#### （１）引継期間

引継ぎの期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間とする。

なお、令和 9 年 1 月から令和 9 年 3 月までの 3 か月間は、移管先法人が派遣する職員が当該保育園及び幼稚園にて、当該保育園及び幼稚園の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施する。また、移管後も必要に応じ、本市の職員が移管後の認定こども園へ訪問する「巡回保育」を実施する。

#### （２）安全注意義務

本市と移管先法人は当該保育園及び幼稚園の移管に伴う引継ぎについて、在園児の安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

#### （３）内容

引継ぎは、本市が定める引継計画に基づき、園長予定者、主幹保育教諭予定者及び勤務予定保育教諭等（副園長を配置する場合は副園長予定者を含む）を当該保育園及び幼稚園に派遣し実施することとする。また、引継ぎを行った者については、移管後に

設置する幼保連携型認定こども園に配置すること。

(4) 報告

移管先法人は、毎月の状況について、1 か月を経過するごとに、引継記録書を速やかに本市に提出しなければならない。

(5) 経費

引継ぎにかかる経費として、本市が別途定める額を、本市から移管先法人に支出するものとする。

(6) 個人情報等の取扱い

移管先法人決定後、移管までに引継ぎ等で入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行わなければならない。

(7) 職員

当該保育園及び幼稚園園児の安定・継続した保育の引継ぎを行い、運営を行うため、当該保育園及び幼稚園の非正規職員については、本人が希望する場合は、その採用について配慮すること。また、採用した場合、原則移管後も継続して当該園で勤務すること。

(土地の貸付)

第6条 六条こども園予定地の敷地及び本市が進入路として取得予定の土地は、原則として貸付契約を交わすことにより、土地の造成及び建物の建設に係る調査またはその工期の始期日から甲が六条こども園の運営を開始する前日までの期間は無償貸付とする。

(移管時における遵守事項等の確認)

第7条 「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管に係る諸条件」及び第4条第2項に規定する三者協議会で決定した事項を移管後も確実に実施するため、本覚書に基づく引継ぎが完了したことを受けて移管先法人に移管するときに、遵守事項等を規定した「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園設置に係る協定書」を別途締結する。

(覚書の解除)

第8条 本市は、移管先法人が次の各号のいずれかに該当した場合、この覚書を解除することができる。

- (1) 引継期間において、円滑な移管が困難と判断され、かつ改善の余地がないと見込まれた場合
- (2) 移管先法人がこの覚書に違反した場合
- (3) 正当な理由なく移管先法人が第4条に規定する合意形成を拒んだ場合

(損害賠償)

第9条 移管先法人は、本覚書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき並びに本市又は移管先候補法人が本覚書を解除することにより本市に損害が生じた場合において、その損害を弁償しなければならない。

【奈良市立六条幼稚園】

【奈良市立京西保育園】

2 本覚書を解除された場合において、本市は移管先法人に対し一切の補償をしないものとする。

(信義誠実の原則)

第 10 条 本市及び移管先法人は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(疑義等の決定)

第 11 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、本市と移管先法人が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 12 条 本覚書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する奈良地方裁判所とする。

本覚書の締結を証するため、この覚書 2 通を作成し、それぞれに本市と移管先法人が記名押印して各自その 1 通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市

奈良市長

〇〇市〇〇町〇番〇号

□□法人 〇〇

理事長 〇〇 〇〇

## 【別紙6】引継ぎの概要について

※ 引継ぎの実施にあたっては、移管先法人選定後に奈良市（以下「本市」という。）との間で締結する別紙5「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管前の運営等に関する覚書(案)」のほか、本市が別途提示する引継ぎ計画に基づき実施してください。

### 1 引継ぎ従事者について

- ・ 園長予定者及び主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は、副園長予定者を含む。以下「園長等予定者」とする）のほか、令和9年度から当該園で勤務する保育教諭予定者とします。
- ・ 園長等予定者については、移管時点で確実に着任させるものとし、移管後1年間は他の園等へ異動を行わないでください。やむを得ず、退職等により、園長等予定者が欠けることとなった場合については、速やかに市と協議の上で、承認を得てください。
- ・ 園長等予定者を除く、移管前の引継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事してください。仮に、移管後1年以内に勤務を継続できない事情が生じた場合は、すみやかに市と協議の上で承認を得ると共に、三者協議会に報告する等、保護者の理解を得てください。
- ・ 引継ぎに必要な人員は、法人において確保してください。

### 2 引継ぎ実施予定時期について

- ・ 令和8年4月から令和9年3月まで
- ・ 園長等予定者については、移管の原則1年前から月4回程度、施設運営全般や園行事への参加、地域との交流等について引継ぎを行っていただきます。
- ・ 保育教諭予定者については、移管の3か月前からは現在の六条幼稚園及び京西保育園で勤務する保育教諭との「共同保育」を開始し、保育補助を行いながら、引継ぎを行っていただきます。また、共同保育以前の引継ぎ期間においても、行事への参加やクラス運営の様子の観察を中心として引継ぎを行うようにしてください。
- ・ 令和9年4月の民間移管後についても本市の職員が必要に応じ移管後の園へ訪問する「巡回保育」を実施することとし、移管後の保育の様子の観察や引継ぎ等を行っていただきます。

### 3 引継ぎ実施に係る経費について

- ・ 引継ぎの実施に係る経費は、その一部を本市が定める範囲で負担する予定です。
- ・ 引継ぎ等の移管準備に関する経費の執行にあたっては、市議会において予算の議決が必要となります。そのため、仮に予算が承認されなかった場合には、本市が経費の負担内容を変更する場合があります。

## 【別紙 7】三者協議会の設置について

### 1 設置の目的

六条幼稚園及び京西保育園の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しい認定こども園をともに築き上げていくことを目的として、移管後の運営に関する諸事項について、在園児保護者代表・移管先法人・本市の三者で協議し、保護者の理解を得ることとします。

また、移管後も一定期間三者協議会を開催することにより、移管条件の履行状況や保育内容の継続性等、様々な事項について確認を行うこととします。

### 2 構成

三者協議会は、保護者代表（在園児の保護者を代表する者）、移管先法人（理事長等の法人役員及び園長予定者）、本市で構成します。

### 3 協議事項等

移管後の運営に関する諸事項について協議します。なお、この三者協議会での協議の上合意した事項については、三者は遵守するものとします。

（主な協議事項）

行事を含む保育内容、食事の提供、市が決定する保育料以外の保護者負担 等

### 4 設置時期及び設置期間

三者協議会は、六条幼稚園及び京西保育園の移管先法人の選定後に設置することとします。設置期間は、原則として移管年から 6 年間としますが、設置期間終了後においても、三者のいずれか一者から議題の提示とともに要請があり、残る二者のうち一者以上がその議題につき適切である旨認めれば、三者協議会を開催できることとします。

### 5 開催場所

原則として六条幼稚園及び京西保育園とします。

### 6 主催

移管前は本市が主催し、移管後は移管先法人が主催することとします。

## 【別紙 8】土地の貸付に係る主な契約内容について（案）

貸付人 奈良市（以下「甲」という。）と借受人 □□法人〇〇（以下「乙」という。）とは、目的物件である甲所有の土地について、甲乙間で令和 年 月 日付で締結した幼保連携型認定こども園〇〇〇〇〇の運営に係る協定書（以下「協定書」という。）第〇条の規定に関し、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

### （契約の目的）

第 1 条 甲は、乙に対し、甲が所有する本契約末尾物件目録 1 記載の土地（以下「本件土地」という。）を貸し付け、乙はそれを借り受ける。

### （用途等）

第 2 条 乙は、本件土地を乙が協定書に基づき運営する幼保連携型認定こども園〇〇〇〇〇の敷地として使用するものとし、その他の用途に使用してはならない。但し、甲が他の用途に使用しても支障がないと認めた場合はこの限りではない

### （貸付期間）

第 3 条 本件土地の貸付期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの原則 6 年間とする。また、本契約は、原則、協議を経た上で期間満了後についても更新するものとする。

### （貸付料の金額）

第 4 条 貸付料は、別途契約書に添付する覚書によるものとする。

### （権利の譲渡等及び転貸の禁止）

第 5 条 乙は、甲の事前の承諾を得ないで第三者に対し、本件土地の貸借権を譲渡し、又は本件土地を転貸してはならない。

### （経費等の負担）

第 6 条 本件土地に係る維持管理その他の行為に要する経費は、すべて乙の負担とする。

### （善管注意義務）

第 7 条 乙は、本件土地を善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

### （実地調査）

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本件土地の使用状況等に関して報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は、報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、甲が指定する職員に対し、本件土地の使用状況等について調査させることができるものとする。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

### （契約の解除）

第 9 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することはできるものとする。

- (1) 乙が本契約に定める条項に違反したとき
- (2) 乙が故意又は過失によって本件土地の全部又は一部を滅失し、又は毀損したとき
- (3) 乙が協定書の規定に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が続いたとき

- (4) 甲が乙について幼保連携型認定こども園の認可を取り消したとき

2 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、甲は乙に対して一切の補償をしないものとする。

(中途解約)

第 10 条 乙は、甲に対し、協定書第〇条に基づき、協定を解除した場合は、書面による通知を行うことにより、本契約の期間満了前であっても、本契約の中途解約を申し入れることができる。

(土地の返還等)

第 11 条 乙は、本件土地の貸付期間が満了し、又は第 9 条乃至前条の規定により本契約が解除若しくは解約となった場合において、本件土地上の建物及びその付属設備その他本件土地の地上及び地中に設置された工作物の全てを自己の負担で収去し、本件の土地を更地の状態にして、甲に返還しなければならない。但し、甲においてその必要がないと認めた場合はその限りではない。

(協議事項)

第 12 条 本契約に定めのない事項、または、この契約に関し疑義が生じたときは、法令の定めるもののほか、甲・乙双方協議の上、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 本契約に関して甲・乙間に生じた一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

(末尾記載)

# 1. 物件目録 1 「土地の表示」

|     |                |
|-----|----------------|
| 所 在 | 奈良市            |
| 地 番 |                |
| 地 目 |                |
| 地 積 | m <sup>2</sup> |

【奈良市立六条幼稚園】

【奈良市立京西保育園】

令和〇〇年〇月〇日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長

乙 〇〇市〇〇町〇番〇号  
□□法人 〇〇  
理事長 〇〇 〇〇

## 【別紙９】施設整備に係る基本事項について

施設整備（新園舎建設）においては、以下の奈良市六条二丁目 449 番地 1 の市有地（以下「新園舎建設予定地」という。）を活用すること。

## １ 六条幼稚園及び京西保育園の概況について

|      | 六条幼稚園           | 京西保育園                | 新園舎建設予定地        |
|------|-----------------|----------------------|-----------------|
| 所在地  | 六条二丁目 1 4 番 2 号 | 六条西一丁目 3 番 4 3 - 1 号 | 六条二丁目 4 4 9 - 1 |
| 地積   | 3, 2 3 6 ㎡      | 2, 4 3 8 ㎡           | 3, 8 8 7 ㎡      |
| 地目   | 田               | 公衆用道路                | 雑種地             |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建  | 鉄筋コンクリート造 2 階建       | —               |
| 延床面積 | 1, 1 0 7 ㎡      | 1 0 5 6 . 9 6 ㎡      | —               |
| 都市計画 | 市街化区域           | 市街化区域                | 市街化区域           |
| 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域    | 第一種住居地域              | 第一種低層住宅専用地域     |
| 建ぺい率 | 6 0 %           | 6 0 %                | 4 0 %           |
| 容積率  | 2 0 0 %         | 2 0 0 %              | 6 0 %           |

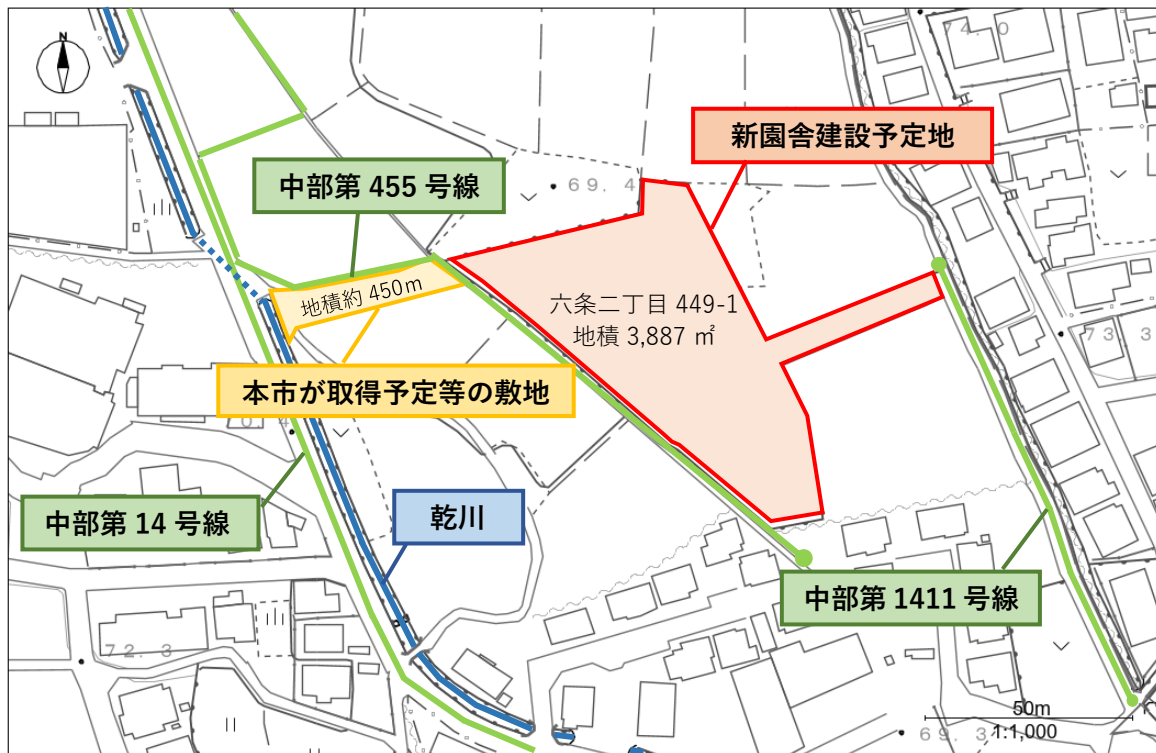
(位置図)



## 2 移管先敷地の活用について

下図の新園舎建設予定地を活用し、移管先法人(以下「法人」という。)によって新園舎を建設すること。

なお、新園舎建設予定地等への進入経路として、新園舎建設予定地西側に新たな市有地の確保を進めているため、本件及び以下留意事項等を確認の上で検討を進めること。



## 3 施設整備にあたっての留意事項について

「12 施設整備等に関すること」に記載事項の他、下記事項に留意の上で検討すること

- (1) 児童送迎のための自動車及び自転車を駐停車する場所を確保すること。
- (2) 認定こども園の敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置き場を確保すること。
- (3) 屋外遊戯場（園庭）は、六条幼稚園及び京西保育園の現に有する屋外遊戯場（園庭）面積を考慮し、認定こども園敷地内の地表に確保すること。
- (4) 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和するものであること。
- (5) 新園舎建設予定地に至る市道（中部第 1411 号線）は狹隘であり、自動車等による保護者の通園経路として活用することは、交通渋滞等の発生による近隣住民の生活に影響を及ぼすため、安全面などを考慮し、これと別の通園経路を確保すること。なお、徒歩又は自転車によるものについてはこの限りではない。
- (6) 奈良市（以下「本市」という。）が取得予定等の敷地を利用し、中部第 14 号線から新園舎建設予定地に至る進入経路として橋梁等を設置し、中部第 455 号線の拡幅等により奈良市道としての必要な条件を満たしたうえで、園及び隣接敷地への進入経路として

整備すること。また、整備後は奈良市道として本市に帰属させること。なお、整備内容の検討にあたっては、歩行者の安全を配慮するとともに、周辺敷地の利用状況等に配慮し、関係課と協議のうえで行い、工事期間中の敷地管理、安全管理および事故防止に関する一切の責任は、法人が負うものとする。また、工事に関連して発生した損害についての賠償責任も、法人が負うものとする。

- (7) 本市が取得予定等の敷地を含めた進入経路の土地造成及び整備、渡河等に係る工作物（橋梁等）の設置（本市に帰属後の奈良県又は本市からの要請に基づく撤去及び再設置）、河川占用許可、土地賃借等、本市と法人との協議内容の実現に係る今後一切の続き並びに費用は、法人の負担により実施すること。
- (8) 進入経路の整備完了の際には、認定こども園敷地内に児童送迎用の駐車場が確保されていること。
- (9) 建設工事においては、必要に応じ借地等により進入経路を確保、整備した上で中部第14号線より関係車両を搬入すること。なお、中部第14号線から進入するための渡河に供する橋梁の設置及び撤去、河川占用許可、賃借等が発生する場合は、それに係る調整や一切の手続き及び費用負担については法人により対応すること。
- (10) 中部第14号線沿いの一級河川乾川において、自治体による河川改修工事が進行中であり、今後の工事予定及び工程等を本市や奈良県奈良土木事務所とも綿密に情報共有し、将来的な河川改修工事においても影響が最小限となるよう、奈良県又は本市から要請があった場合には、法人はこれに従うものとする。
- (11) 河川改修工事にあたり、奈良県又は本市から使用敷地の借用調整や工作物の撤去及び再設置等の要請があった場合には、河川改修工事の工程への影響が最小限となるよう、法人はこれに従うものとする。

#### 4 施設整備に関する補助について

※以下の補助内容は、令和7年度の国から示されている内容であり、令和8年度以降の内容は、国や奈良県の方針や本市の財政事情等により、変更が生じる場合がありますので、ご留意ください。

##### (1) 補助制度

就学前教育・保育施設整備交付金

##### (2) 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とします。）並びに実施設計に要する経費等。

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・ 土地の買収及び土地造成に関する費用
- ・ 職員の宿舎に要する費用
- ・ その他施設整備費として適当と認められない費用

##### (3) 補助基準額

補助基準額 ＝ 本体工事費 ＋ 設計料加算 ＋ 開設準備加算 等

##### (4) 補助率

補助金交付額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と②の補助対象経費を比較して少ない方の額に国の負担率（令和7年度：2分の1）を乗じた額と③の補助基準額とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、補助基本額に本市の負担率4分の1（令和7年度）を乗じて得た額をこれに加算して得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

ただし、実際の補助金交付額は、市の予算の範囲内において、国の交付決定額に基づいた金額が交付されることになります。

##### (5) 補助金の交付時期

補助金は、施設整備工事が終了後、実績報告等の所定の手続きが終了した後に交付します。

(6) その他

- ・工事業者は奈良市入札参加資格業者より入札で決定する必要があります。
- ・補助対象経費として計上する実施設計、工事契約は、国の補助内示後に締結する必要があります。
- ・幼保連携型認定こども園を廃止した場合や備品を処分した場合は、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。